



新町の将来像

人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土

はじめに

平成15年12月25日に「十勝中央合併協議会」が設置され、幕別町、更別村、忠類村が合併した場合に、どのようなまちづくりができるかの協議を進めています。

この住民説明会資料は、これまでに協議会で決定した協定項目のうち、住民のみなさんの生活にかかわりの深いものについて、まとめています。

わたしたちの住んでいる3町村は、豊かな自然がたっぷりのそれぞれかけがえのない“ふるさと”であり、先人の方々が苦勞し築きあげてこられた素晴らしい文化や歴史が継承されています。

“ふるさと”の未来をどうしていくのか、子どもたちや地域に住む誰もが誇りに思えるような「まちづくり」を進めるためにも、今回の住民説明会が、みなさんとともに考える良い機会になればと思います。みなさんのご意見や考えをお聞かせください。

平成16年8月

十勝中央合併協議会

もくじ

● 合併に関する協議と新町誕生まで…………… 3 ページ

● 合併協定項目

| 基本的な協定項目 | | | | | |
|-------------------|--------------------|-----|-----|----------------------------|-----|
| 1 | 合併の方式 | 4 | ページ | -1 行政区・町内会の取扱い 未協議 | |
| 2 | 合併の期日 | 4 | ページ | -2 防災関係事業の取扱い 7 ページ | |
| 3 | 新町の名称 | 協議中 | | -3 広報・広聴事業の取扱い 7 ページ | |
| 4 | 新町の事務所の位置 | 4 | ページ | -4 電算システムの取扱い 7 ページ | |
| 5 | 財産及び債務の取扱い | 4 | ページ | -5 交通関係事業の取扱い 7 ページ | |
| 6 | 住民自治充実のための取扱い | 協議中 | | -6 国民健康保険事業の取扱い 8 ページ | |
| 合併特例法に規定されている協定項目 | | | | -7 保健・医療事業の取扱い 9 ページ | |
| 7 | 地域審議会の取扱い | 協議中 | | -8 介護保険事業の取扱い 未協議 | |
| 8 | 議会議員の定数及び任期の取扱い | 協議中 | | -9 環境衛生事業の取扱い 未協議 | |
| 9 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 5 | ページ | -10 児童福祉事業の取扱い 10 ページ | |
| 10 | 地方税の取扱い | 5 | ページ | -11 高齢者福祉事業の取扱い 11 ページ | |
| 11 | 一般職の職員の身分の取扱い | 5 | ページ | -12 障害者福祉事業の取扱い 11 ページ | |
| その他必要な協定項目 | | | | -13 その他福祉事業の取扱い 未協議 | |
| 12 | 特別職の身分の取扱い | 5 | ページ | -14 農林水産関係事業の取扱い 12 ページ | |
| 13 | 一部事務組合等の取扱い | 未協議 | | -15 商工労働観光関係事業の取扱い 12 ページ | |
| 14 | 条例・規則等の取扱い | 5 | ページ | -16 建設関係事業の取扱い 未協議 | |
| 15 | 事務組織及び機構の取扱い | 協議中 | | -17 水道関係事業の取扱い 未協議 | |
| 16 | 使用料・手数料等の取扱い | 6 | ページ | -18 下水道関係事業の取扱い 未協議 | |
| 17 | 公共的団体等の取扱い | 6 | ページ | -19 学校教育関係事業の取扱い 13 ページ | |
| 18 | 補助金・交付金等の取扱い | 6 | ページ | -20 社会教育関係事業の取扱い 13 ページ | |
| 19 | 町・字名の区域及び名称等の取扱い | 未協議 | | -21 国際交流・広域交流事業の取扱い 13 ページ | |
| 20 | 慣行の取扱い | 7 | ページ | -22 地域振興事業の取扱い 未協議 | |
| 21 | 消防組織の取扱い | 未協議 | | -23 その他事業の取扱い 未協議 | |
| 22 | 各種事務事業の取扱い | - | | 新町建設計画 | |
| | | | | 23 新町建設計画 | 協議中 |

● 財政シミュレーション…………… 14～15 ページ

● 将来人口の推計…………… 16 ページ

合併に関する協議と新町誕生まで

十勝中央合併協議会では、平成16年1月から継続的に合併に関する協議を行ってきましたが、この「合併に関する協議」とは、45項目の合併協定項目（2ページのもくじ参照）を協議・調整することをいいます。

合併協定項目は、約1400に及び事務事業を類似した分野別にまとめたものですが、3町村が行ってきた住民サービスや住民負担の内容には違いがありますので、新町の事務事業とするための調整方針を協議会で決定していきます。なお、その調整にあたっては、(甲)公平性の確保 (乙)健全な財政運営 (丙)受益と負担の適正化 の3原則を定め、現行のとおりとするもの、廃止とするもののほか、いつまでに調整を行うのかの区分をし、調整を行っています。

それぞれの合併協定項目の調整方針がすべて協議会で決定されると、合併協定調印が行われ、3町村の議会で合併（廃置分合）の議決がされたのちは、下の表の流れにより新町が誕生します。ただし、電算システムの統合など、合併の準備作業に期間を要することから、平成18年1月10日を新町誕生の日としました。

十勝中央合併協議会



協定項目は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により、必ず協議をしなければならない基本的な協定項目と合併特例法に定められている協定項目、新町建設計画のほか、住民サービスに関係する項目（その他必要な協定項目）に分類・集約しました。これまでに決定された協定項目のうち、住民のみなさんの生活にかかわりの深いものについて、ご紹介します。

1 合併の方式

幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とします。新設合併とは、幕別町、更別村、忠類村はすべてなくなり、新しい町ができることをいいます。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年1月10日とします。

合併の期日とは、新しい町がスタートする日をいいますが、平成17年3月末までに3町村議会で合併（廃置分合）の議決をしたあと、北海道知事への合併申請、総務大臣の告示などの手続きが必要となるほか、条例・規則等の制定準備や電算システムの統合などの準備期間が必要となるため、合併の期日は、平成18年1月10日としました。

| 2006年 平成18年 | | | | | | | 1月 |
|----------------|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|----|
| SUN | MON | TUE | WED | THU | FRI | SAT | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | |
| 29 | 30 | 31 | | | | | |

4 新町の事務所の位置

新町の事務所（役場の本庁舎）の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を（総務・管理部門をのぞいた幅広い住民サービスができる）総合支所とします。

総合支所で取り扱われる具体的なサービスの内容や配置される課、職員数については、住民のみなさんに不便をおかけしないということに最大限配慮し、合併時までには決められます。

5 財産及び債務の取扱い

3町村の所有する財産や債務は、すべて新町に引き継ぎます。ただし、新町として必要な基金の設置及び法令に基づく地域自治組織（地域住民の考えや意向などが行政に反映されるように新たに設置される組織のあり方について、小委員会において審議中です）に対する権利の承継は、今後、協議します。

9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

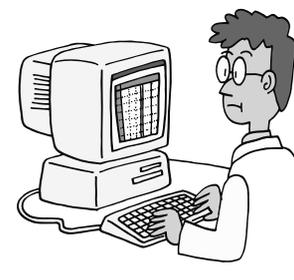
- 新町において1つの農業委員会に統合するよう調整します。なお、統合するまでの間は、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置します。
- 1つの農業委員会とする時には、合併前の3町村の区域ごとに、選挙区を設置するものとします。なお、その定数については、新町において調整します。

10 地方税の取扱い（国民健康保険税を除く）

個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税については、3町村の税率に違いはありませんので、住民負担は今までと変わりはありません。納期については合併時まで調整します。

11 一般職の職員の身分の取扱い

- 3町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぎます。
- 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図ります。
- 給与については、職員の処遇及び適正化の観点から合併時まで統一するよう調整します。なお、現在の職員については、合併後すみやかに給料の格差是正を図ります。



12 特別職の身分の取扱い

- 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整します。なお、任期は、各法令の定めるところとします。常勤の特別職の給与は、合併時まで調整します。
- 議会議員の報酬額等は、合併時まで調整します。
- 行政委員会及び各種審議会の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等は、合併時まで調整します。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、各協定項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備します。

16 使用料・手数料等の取扱い (第8回協議会に提案中)

公共施設などの使用料については、原則として現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整します。なお、新町の住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について新町において引き続き検討します。

- 葬斎場（火葬場）使用料については、幕別町の例により、合併時に統一します。
- 牧場使用料については、下記の使用料に合併時に統一します。
- 公営住宅等使用料については、家賃の算定方法について合併時まで統一します。

手数料については、合併時に統一します。なお、主な手数料については、次のようになります。

新町の各種手数料

| 種 類 | 金 額 |
|---------------|----------------|
| 土地・建物の評価証明 | 書類1件につき250円 |
| 納税証明 | 1年度、1税目につき150円 |
| 所得証明 | 1通につき250円 |
| 戸籍謄抄本 | 1通につき450円 |
| 住民票(除票を含む)の写し | 1通につき250円 |
| 印鑑登録証明 | 1通につき250円 |
| 犬の登録 | 1件につき3,000円 |



新町の葬斎場(火葬場)使用料 (単位:円)

| 区 分 | 町内住民 | 町外住民 |
|-----------|-------|--------|
| 6歳未満 | 3,000 | 4,500 |
| 6歳以上15歳未満 | 6,000 | 9,000 |
| 15歳以上 | 8,000 | 12,000 |

新町の牧場使用料 (単位:円)

| 家畜の種類 | 月齢区分 | 町内 | 町外 |
|-------|--------|-------|-----|
| 乳用雌牛 | | 230 | 250 |
| 肉用雌牛 | | 230 | 250 |
| 農用雌馬 | 12カ月未満 | 90 | 100 |
| | 12カ月以上 | 230 | 250 |
| 仔馬 | | 230 | 250 |
| 捕獲料 | | 2,000 | |

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町のすみやかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとします。

18 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行います。

20 慣行の取扱い

- 町章、町民憲章については、新町において制定します。
- 町の木、花、鳥、町歌、宣言については、新町において調整します。
- 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整します。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぎます。
- 新年交礼会については、合併時に廃止します。

22-2 防災関係事業の取扱い

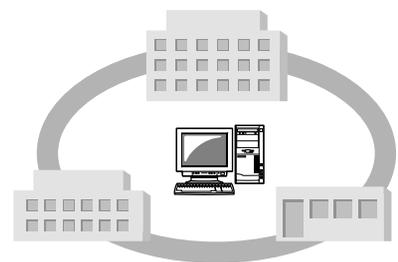
- 地域防災計画については、新町において策定します。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現在の計画を新町に引き継ぎ運用します。
- 防災行政無線については、現在の設備を新町に引き継ぎます。

22-3 広報・広聴事業の取扱い

- 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時まで調整します。
- 広聴については、実施内容について、合併時まで調整します。
- 行政懇談会については、新町において調整します。

22-4 電算システムの取扱い

- 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用します。
- 本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築します。



22-5 交通関係事業の取扱い

- 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時まで調整します。
- チャイルドシート貸出事業については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。



22-6 国民健康保険事業の取扱い

- 国民健康保険税の税率については、平成18年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一します。ただし、介護保険分の税率については、平成18年度に調整します。
- 法定軽減制度については、合併する平成17年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度以降は法令の定めるところにより統一します。
- 納期については、合併時まで調整します。

平成16年度国民健康保険税率 (単位:円)

| | | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
|-------|-----|-------|--------|--------|--------|
| 医療保険分 | 幕別町 | 8.50% | 10.00% | 30,000 | 36,000 |
| | 更別村 | 3.80% | 35.00% | 16,000 | 22,000 |
| | 忠類村 | 3.70% | 30.00% | 24,000 | 31,000 |
| 介護保険分 | 幕別町 | 0.40% | 4.00% | 5,500 | 3,500 |
| | 更別村 | 0.26% | 3.60% | 5,300 | 3,700 |
| | 忠類村 | 0.37% | 3.00% | 5,800 | 4,900 |



3町村の平成16年度国民健康保険税率は、上の表のとおりです。収入に応じた3つのモデルに3町村の現行税率により算出した年税額は、下のようになります。

収入別試算モデル

A 年金収入200万円 (単位:円)

| 世帯主66歳、妻63歳の2人世帯 世帯主 年金60万円 固定資産税額 5万円 | | | |
|--|--------|-------|--------|
| | 医療保険分 | 介護保険分 | 合計 |
| 幕別町 | 75,900 | 4,500 | 80,400 |
| 更別村 | 60,100 | 5,400 | 65,500 |
| 忠類村 | 64,400 | 5,300 | 69,700 |

※ 幕別町・忠類村は5割、更別村は4割の軽減税率が適用されます。

B 給与収入300万円 (単位:円)

| 世帯主35歳、妻33歳、子供8歳、6歳の4人世帯 世帯主 給与192万円 固定資産税額 0万円 | | | |
|---|---------|-------|---------|
| | 医療保険分 | 介護保険分 | 合計 |
| 幕別町 | 291,100 | — | 291,100 |
| 更別村 | 146,400 | — | 146,400 |
| 忠類村 | 185,800 | — | 185,800 |

※ 世帯全員が40歳以下のため、介護保険分は賦課されません。

C 事業所得500万円、給与収入240万円 (単位:円)

| 世帯主50歳、妻45歳、子供20歳、17歳の4人世帯 世帯主 事業500万円、妻 給与150万円 固定資産税額 25万円 | | | |
|--|---------|--------|---------|
| | 医療保険分 | 介護保険分 | 合計 |
| 幕別町 | 530,000 | 47,800 | 577,800 |
| 更別村 | 395,400 | 38,400 | 433,800 |
| 忠類村 | 418,000 | 45,600 | 463,600 |

※ 幕別町の医療保険分は、限度額を超えるため530,000円になります。



| 納期 | 幕別町 6期(6月、8月、9月、10月、11月、12月) | 更別村 4期(8月、10月、12月、2月) | 忠類村 3期(7月、10月、12月) |
|----|------------------------------|-----------------------|--------------------|
|----|------------------------------|-----------------------|--------------------|

22-7 保健・医療事業の取扱い

主な保険・医療事業については、次のようになります。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整します。

- がん検診などの各種検診事業・基本健康診査・人間ドックについては、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 脳ドック、成人歯科検診、心のデイケアについては、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 予防接種事業は、現行のとおり新町に引き継ぎます。
- 乳幼児に対する各種健康診査・歯科健康診査・フッ素塗布については、新町の事業として平成18年度に事業内容について調整します。ただし、妊婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぎます。
- 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぎます。
- 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぎます。
- 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合します。
- 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により、合併時に統合します。



重度心身障害者医療費助成制度(平成16年10月1日現在)

| | | | |
|------|--|-----|---------------------|
| 北海道 | ○対象者(所得制限あり) 身障手帳1級、2級、3級(内部疾患)、療育手帳A判定、重度知的障害者など | | |
| | ○助成内容 ・3歳未満及び3歳以上の市町村民税非課税世帯の方 通院・入院無料(初診時一部負担金のみ) ・市町村民税課税世帯の方(3歳未満を除く) 1割負担(限度額 通院12,000円 入・通院40,200円) | | |
| 町村独自 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 |
| | — | — | 3歳未満の方等への初診時一部負担金助成 |

※ 北海道の制度に町村独自で上乗せしています。

乳幼児医療費助成制度(平成16年10月1日現在)

| | | | |
|------|--|-----------------------|-----------------------|
| 北海道 | ○対象者(所得制限あり) 就学前の方(6歳に到達した日以後の最初の3月31日までの方) | | |
| | ○助成内容 ・3歳未満及び3歳以上の市町村民税非課税世帯の方 通院・入院無料(初診時一部負担金のみ) ・市町村民税課税世帯の方(3歳未満を除く) 1割負担(限度額 通院12,000円 入・通院40,200円) | | |
| 町村独自 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 |
| | 〈所得制限あり〉 3歳未満の方等への初診時一部負担金の助成 | 〈所得制限なし〉 自己負担額全額助成 | 〈所得制限あり〉 自己負担額全額助成 |

※ 北海道の制度に町村独自で上乗せしています。

ひとり親家庭等医療費助成制度(平成16年10月1日現在)

| | | | |
|------|--|-----|---------------------|
| 北海道 | ○対象者(所得制限あり) ひとり親家庭等の母又は父(入院のみ)と 20歳未満の子 | | |
| | ○助成内容 ・3歳未満及び3歳以上の市町村民税非課税世帯の方 通院・入院無料(初診時一部負担金のみ) ・市町村民税課税世帯の方(3歳未満を除く) 1割負担(限度額 通院12,000円 入・通院40,200円) | | |
| 町村独自 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 |
| | — | — | 3歳未満の方等への初診時一部負担金助成 |

※ 北海道の制度に町村独自で上乗せしています。

22-10 児童福祉事業の取扱い

- 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整します。
- へき地保育所については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容については、新町において調整します。
- 子育て支援センターや乳児保育などの特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容について合併時まで調整します。
- 学童保育所については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容について合併時まで調整します。
- 幕別町幼児ことばの教室は、現行のとおり新町に引き継ぎます。更別村及び忠類村の児童が通所している大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整します。
- 子育て支援用具貸付事業（ベビーベッド、ベビーカーなどの貸し付け）は、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 出産祝金については、平成18年3月31日をもって廃止します。



認可保育所保育料(現行)

(単位：円)

| | | 国基準額 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 |
|---|------|--------|--------|--------|--------|
| 標準世帯 (前年所得税140,000円) | 3歳未満 | 44,500 | 44,500 | 38,000 | 44,500 |
| | 3歳以上 | 41,500 | 29,500 | 35,000 | 41,500 |
| 最高額 (前年所得税 幕別町408,000円以上 更別村510,000円以上 忠類村408,000円以上) | 3歳未満 | 80,000 | 58,500 | 65,000 | 80,000 |
| | 3歳以上 | 77,000 | 30,500 | 62,000 | 77,000 |
| 最低額 (市町村民税非課税世帯) | 3歳未満 | 9,000 | 3,330 | 6,000 | 9,000 |
| | 3歳以上 | 6,000 | 2,400 | 4,000 | 6,000 |

- ※ 更別村は民設民営の保育料、忠類村は認可保育所がないため広域入所保育料(国基準額と同一)
- ※ 在籍1人の場合の保育料

へき地保育所保育料(現行)

(単位：円)

| | 幕別町 | | 更別村 | 忠類村 | |
|--------------------------------------|-------|-------|------|--------|--------|
| | 1人目 | 2人目 | | 3歳未満 | 3歳以上 |
| 標準世帯 (前年所得割3,000円以上 30,000円未満) | | | | 12,000 | 10,000 |
| 最高額 (前年所得割60,000円以上) | 7,000 | 3,500 | 該当無し | 14,000 | 12,000 |
| 最低額 (市町村民税非課税世帯) | | | | 5,500 | 4,500 |

- ※ 忠類村は、2人以上入所させた場合の第2子以降の保育料は、上記表の該当区分に対応する料金の2/3の額



22-11 高齢者福祉事業の取扱い

主な高齢者福祉事業については、次のようになります。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整します。

- 敬老祝金及び長寿祝金については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時までに調整します。
- 訪問給食サービス・寝具乾燥サービス・在宅高齢者等介護手当支給の各事業については、事業内容について合併時までに調整します。
- 独居老人訪問サービス・外出支援サービス・徘徊高齢者家族支援・軽度生活援助・生活管理指導員派遣・生活管理指導短期宿泊・介護用品等給付の各種事業は、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。なお、友愛訪問事業は、合併時に廃止します。
- 除雪サービス事業については、事業内容及び実施方法について合併時までに調整します。
- し尿汲取料及び上下水道使用料等助成・温泉敬老入浴・温泉入浴移送サービスの各事業については、事業のあり方について合併時までに調整します。
- デイサービスセンター及び訪問介護事業所については、実施方法について合併時までに調整します。
- 生きがい活動支援通所事業は、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 電動三輪・四輪車購入助成事業は、介護保険事業の対象となることから、合併時に廃止します。
- 生活支援ハウス運営事業は、現行のとおり新町に引き継ぎます。

敬老祝金等(現行)

| | 敬老祝金 | | 長寿祝金 | |
|-----|-------|-------------------------------------|----------|----------|
| | 対象者 | 支給額 | 対象者 | 支給額 |
| 幕別町 | 80歳以上 | 80歳以上90歳未満 15,000円 90歳以上 20,000円 | 満100歳 | 5万円及び記念品 |
| 更別村 | 70歳以上 | 70歳以上75歳未満 10,000円 75歳以上 13,000円 | | 10万円 |
| 忠類村 | 75歳以上 | 2万円若しくは2万円相当の商品券 | | 10万円 |
| | | | 88歳(数え年) | 5万円 |



22-12 障害者福祉事業の取扱い

- 重度心身障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業（支援費対象外）については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 身体障害者（児）補装具交付・身体障害者（児）日常生活用具給付・更生医療給付の各事業及び支援費制度については、現行のとおり新町に引き継ぎます。
- 各種交通費助成事業及び社会参加啓発旅費助成事業については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 心身障害者ホームヘルプサービス事業については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について合併時までに調整します。

22-14 農林水産関係事業の取扱い

- 標準小作料については、新町において調整します。
- 農産物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、施設のあり方については、新町において調整します。
- 牧場については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整します。
- 農業農村整備事業計画のほか、農業・畜産・林業に関わる各種計画は、新町において策定します。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現在の計画を新町に引き継ぎ運用します。
- 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止します。ただし、合併前に決定した貸付けについては、新町に引き継ぎます。
- 農業後継者結婚祝金事業については、平成18年3月31日をもって廃止します。
- 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。



22-15 商工労働観光関係事業の取扱い

- 中小企業融資事業については、中小企業利子等補給事業との一本化とあわせ、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぎます。
- 小規模企業振興資金貸付事業、勤労者生活資金貸付基金、消費生活モニター及び中小企業退職金共済制度奨励事業については、合併時に廃止します。
- 商工業後継者結婚祝金事業については、平成18年3月31日をもって廃止します。
- 勤労者福祉資金貸付事業及び消費者相談事業については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 観光イベント事業については、新町において調整します。
- 観光施設及び物産センターについては、現行のとおり新町に引き継ぎます。



22-19 学校教育関係事業の取扱い

- 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぎます。
- 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、給食費及び給食メニューなどについては、新町において調整します。
- 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容については、新町において調整します。
- 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合します。
- 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。
- 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、平成18年度に統合します。
- 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぎます。



22-20 社会教育関係事業の取扱い

- 成人式については、新町において調整します。
- 幕別町図書館及び札内分館・更別村農村改善センター図書室・忠類村ふれあいセンター福寿図書室については、幕別町図書館を本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とします。開館時間は、10時～18時（毎週木曜日10時～20時）とします。休館日、貸出及び返却については、幕別町の例により、合併時に統合します。
- 高齢者学級については、新町において調整します。
- 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、職務及び定員については、新町において調整します。
- 開村記念村民大運動会については、事業のあり方について合併時まで調整します。
- スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合します。

22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い

- 町村友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整します。
- 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整します。国内外交流事業については、新町の事業として事業内容について調整し、合併時に統一します。

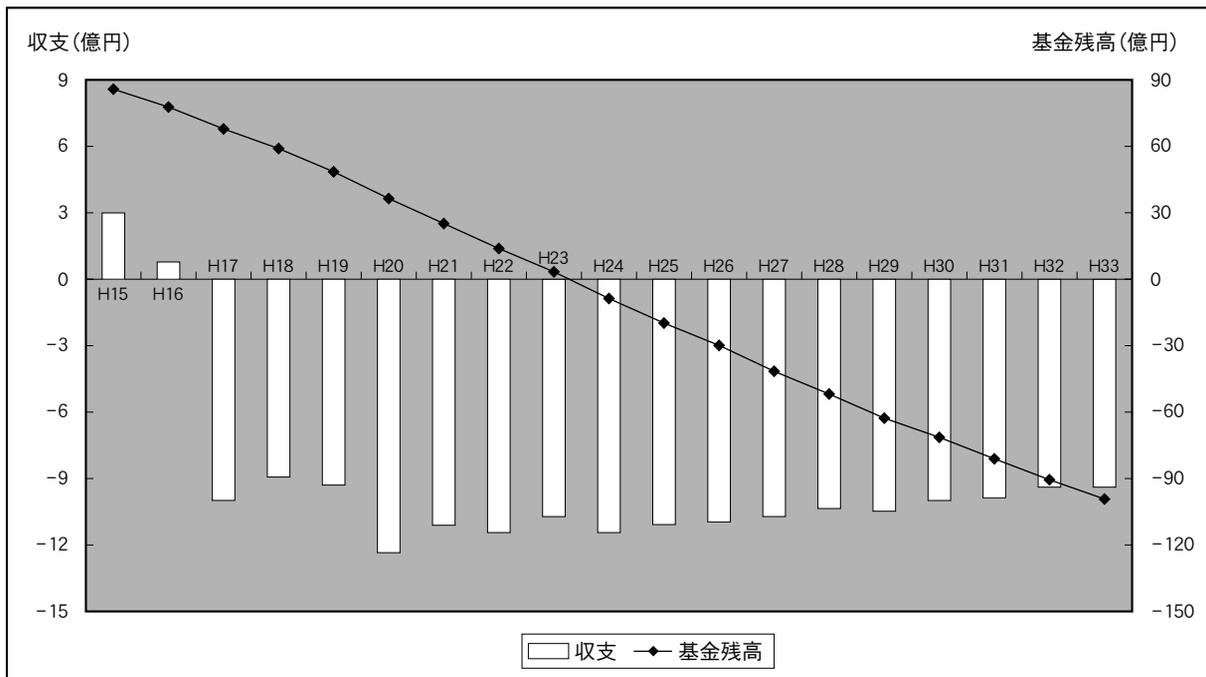


財政シミュレーション

幕別町、更別村及び忠類村がそれぞれ単独で運営した場合の財政シミュレーションと合併した場合の財政シミュレーションです。

合併しなかった場合（3町村合計）

収支及び基金残高



3町村がそれぞれ単独で財政運営した場合の個々の財政シミュレーションの合算によると、基金残高は平成24年度に赤字になり、平成33年度の累積赤字は99億円と推計されます。

財政シミュレーションの前提

各町村の平成15年度決算及び平成16年度予算を基本に推計していますが、歳入、歳出については、次のとおり各項目を設定しています。

歳入

- 地方交付税は、過去の実績を参考に、引き続き段階的に削減するものとして推計
人口増減に伴う影響額を勘案し推計
- 地方債のうち臨時財政対策債は、平成17年度から平成23年度まで段階的に削減するものとして推計

歳出

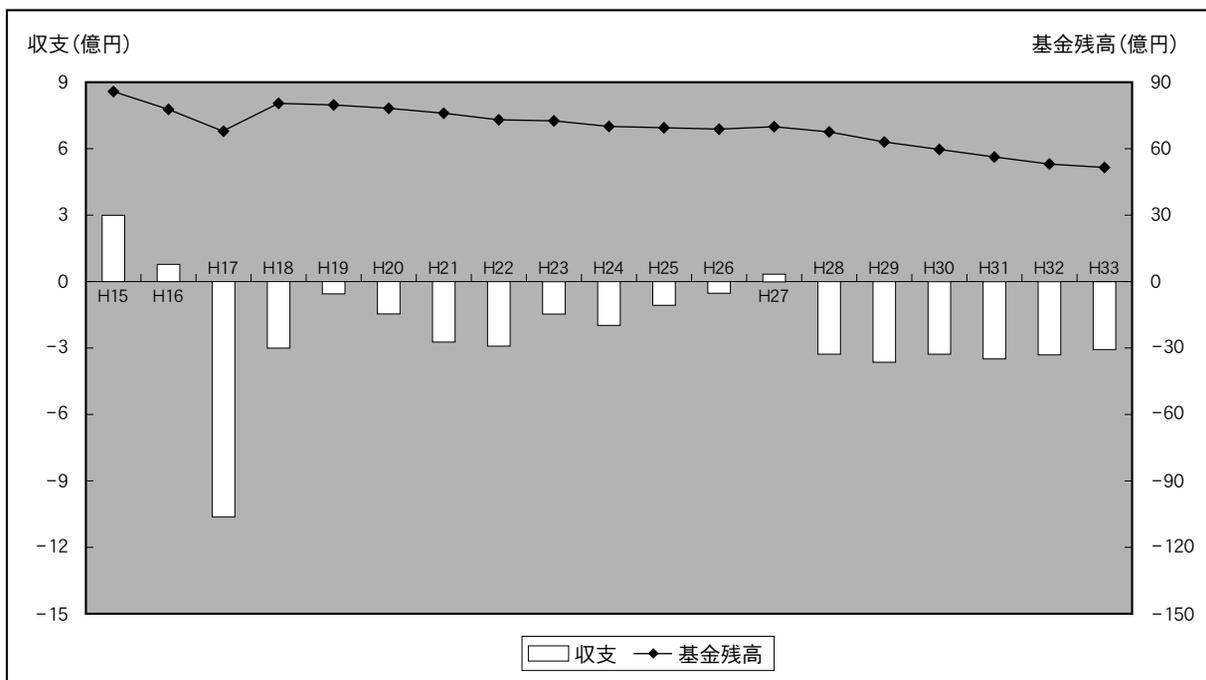
- 人件費は、平成16年4月職員数を基本とし、定年退職者数に対し、一定の補充率で採用者数を積算
- 普通建設事業費は、平成17年度から平成22年度まで各町村で予想される事業費を計上し、平成23年度以降は、平成22年度までの事業費を参考に平年ベースの事業費を想定し推移

財政シミュレーションの考え方

- 3町村それぞれの財政シミュレーションを算出し、さらにそれらを基礎に、合併による財政支援措置や合併の効果などを加えたほか、経常的な経費などについては、一定の増減率を使って推計しています。
- 財政シミュレーションは、現時点での制度を基に将来予測を行い、現時点で内容が不明な制度の改正などについては、考慮していませんので、今後、予定される国の三位一体改革などによっては、違いが生じる場合があります。

合併した場合（新町）

収支及び基金残高



3町村が合併した場合の財政シミュレーションでは、単年度収支が赤字と予測されますが、新町における行財政改革を通じて、歳出全般にわたる削減を検討していく中で、単年度収支の赤字を解消することは十分可能です。基金残高は、平成33年度で51億円と推計されます。

財政シミュレーションの前提

3町村が合併しなかった場合の財政シミュレーションを基に、人件費の削減や合併支援策等を考慮して推計していますが、歳入、歳出については、次のとおり各項目を設定しています。

歳 入

- 地方交付税は、平成18年度以降合併による算定替が行われるものとして推計
合併特例債など償還費に交付税措置のあるものは算入率に基づき算入
- 合併に伴う国の財政支援措置を活用するものとして推計

歳 出

- 人件費は、将来目標職員数を279名と設定し、目標職員数に達するまで定年退職者数に一定の補充率を乗じて算出
- 物件費・補助費等は、合併することにより削減できる経費を試算し算出
- 普通建設事業費は、3町村の事業の合算額に、合併に伴う経費等を加算し算出

合併の効果額 (平成17年度～33年度) 150億9,200万円

38億3,400万円 + 112億5,800万円 = 150億9,200万円

歳入 (単位：百万円)

| 区 分 | | 金 額 | |
|------|---------------|-----------------|--------|
| 合併効果 | 合併補助金(国) | 270 | |
| | 普通交付税 | 合併補正 | 309 |
| | | 算定替及び1本算定による影響額 | △1,478 |
| | 特別交付税 | 420 | |
| | 基金利息の運用 | 119 | |
| | 合併特例債基金造成分影響額 | 962 | |
| | 合併特例債の償還 | 3,232 | |
| 合 計 | 3,834 | | |

歳出 (単位：百万円)

| 区 分 | | 金 額 | |
|------|---------|--------|--------|
| 削減効果 | 人件費 | 一般職 | △1,531 |
| | | 特別職 | △1,249 |
| | | 議員・委員 | △1,526 |
| | 物件費 | △4,668 | |
| | 補助費等 | △2,342 | |
| | 普通建設事業費 | △450 | |
| 小 計 | △11,766 | | |
| 合併経費 | 物件費 | 91 | |
| | 補助費等 | 10 | |
| | 普通建設事業費 | 407 | |
| | 小 計 | 508 | |
| 合 計 | △11,258 | | |

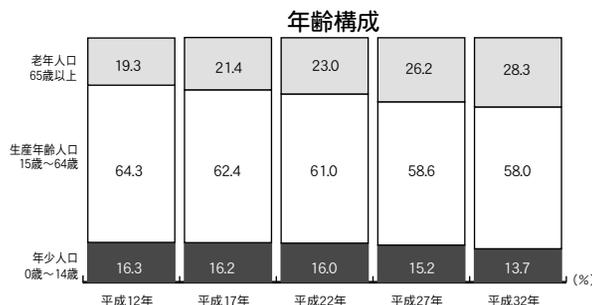
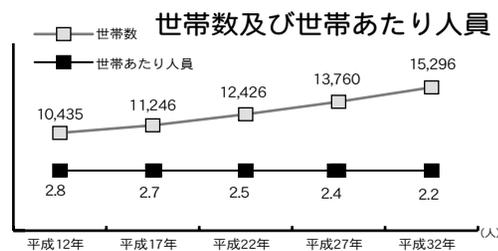
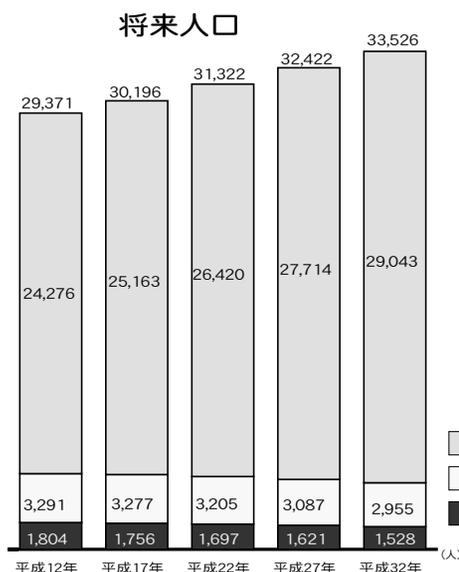
任意協議会の財政シミュレーションとの主な相違点

1. 平成16年度の普通交付税の落ち込みによる平成17年度以降の影響
2. 将来人口推計方法の変更による人口減に伴う普通交付税の減少
3. 普通建設事業費とその財源内訳をより細かく積算

将来人口の推計

3町村の将来人口は、国勢調査人口を基礎として推計すると、平成32年では33,526人となり、平成12年の3町村合計と比べると4,155人、14.1%の増となります。

また、世帯数及び世帯あたり人員、年齢構成は、下のグラフのとおりとなります。



編集・発行 十勝中央合併協議会事務局

〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222

⑩ <http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメール tokachichuo-gappei@north.hokkai.net